

27年6月号(広告) 2015年6月発行 三宅税理士法人 代表社員 三宅孝治

♪♬♪

(中国税理士会 倉敷支部会員) 倉敷市中島2370番地14 TEL 086 - 466 - 1255 FAX 086 - 466 - 1288

第97号 発行担当者: 髙木 麻衣

ジメジメとした日が多くなってくる6月がやって参りました。個人的に・・・・苦手な時期です。 真夏のカラッとした痛く感じる陽射しよりも、梅雨時期のジメジメとした暑さがなによりも嫌いでして・・・。 と言っていても良い事になりませんので、ポジティブに考えてみようと思います。 梅雨時期の良い過ごし方など、オススメ情報がございましたら、是非教えて頂きたいです。

<テーマ : 個 人 住 民 税 >

1.個人住民税とは?

「個人住民税」とは、県や市区町村が行う住民に対する行政サービスに必要な経費を、住民の方々がその能力(担税力)に 応じて広く分担するものです。一般に、「個人県民税」と「個人市町村民税」をあわせて「個人住民税」と呼んでいます。

2.課税される人は?

前年中に一定以上の所得がある方です。

毎年3月15日までに、前年中の収入等をお住まいの市区町村に申告しなければなりません。 ただし、以下の方は申告不要です。

- ・前年中の所得が給与所得のみの方
- ・所得税の確定申告をした方

3. 税額の計算方法は?

個人住民税には、所得に応じて負担する「所得割」と、一律に負担する「均等割」があります。

所得割額 = (所得金額-所得控除額)×税率(市民税6%+県民税4%)-税額控除額 土地・建物等の譲渡所得や株式等の譲渡所得などは、他の所得と区別して、特別な計算を行います。

均等割額 倉敷市・岡山市の場合、一律5,500円(市民税3,500円、県民税2,000円)

平成26年度から平成35年度の10年間、東日本大震災に伴う復興に関し緊急防災・減災事業の財源確保の為、 市民税・県民税の均等割額がそれぞれ500円増額となっています。

県民税のうち500円は、「おかやま森づくり県民税」として、岡山県の森林保全のために負担するものです。 現時点、平成30年度までの実施が決定しており、平成31年度以降は未定です。

4.非課税の範囲は?

均等割・所得割とも非課税となる方

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・障害者・未成年者・寡婦または寡夫で、前年中の合計所得金額が125万円以下の方

均等割が非課税となる方

前年中の合計所得金額が下表の金額以下の方

		1 10 02 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
扶養人数()	合計所得金額	[参考] 給与収入のみを有する場合に 非課税となる限度の収入金額	
0人	350,000円	1,000,000円	
1人	910,000円	1,560,000円	
2人	1,260,000円	2,059,999円	
3人	1,610,000円	2,559,999円	
4人	1,960,000円	3,059,999円	
5人以上	1人増すごとに 350,000円加算	扶養人数により異なる	

所得割が非課税となる方

前年中の総所得金額の合計額が下表の金額以下の方

扶養人数()	合計所得金額	【参考】 給与収入のみを有する場合に 非課税となる限度の収入金額
0人	350,000円	1,000,000円
1人	1,020,000円	1,703,999円
2人	1,370,000円	2,215,999円
3人	1,720,000円	2,715,999円
4人	2,070,000円	3,215,999円
5人以上	1人増すごとに 350,000円加算	扶養人数により異なる

扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族等の合計数です。

5.納税方法は?

以下の2つがあります。

普通徴収

市区町村から届く納付書で、年4回(6月・8月・10月・翌年1月)に分けて納める方法

勤務している会社や公的年金の支払者が、給与または年金から天引き。した上で、納税義務者に替わって納める方法 *天引き・・・給与の支払いの時に、あらかじめ差し引くこと。

6.法人・個人事業主がすべき事項

特別徴収の場合、法人・個人事業主(以下、事業所)において、毎月の給与を支給する際、従業員の個人住民税を 給与から天引きして、従業員の住む各市区町村に納めなければなりません。

所得税の源泉徴収義務がある事業所は、個人住民税を特別徴収する義務があります。

地方税法及び条例により、事業所や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。 従業員への説明は必要です。

岡山県及び倉敷市を含む県内すべての市町村では、税負担の公平性を確保するために、個人住民税の特別徴収の 実施に取り組んでいます。

また、平成28年度から、県内すべての市区町村において、個人住民税の特別徴収未実施の事業所を特別徴収義務者に 指定し、給与からの特別徴収を徹底することとなりました。

従業員が年度途中で退職・休職等をし、給与から特別徴収ができなくなった場合は、 市区町村へ「給与所得者異動届出書」を退職等した日の翌月10日までに提出しなければなりません。

従業員が常時10名未満の事業所は、市区町村へ申請すれば、年12回の納期を、年2回にすることもできます。

従業員の個人住民税を特別徴収している事業所は、5月中に特別徴収税額の通知書が届いていると思います。 6月分から翌年5月分までの毎月の徴収額が記載されていますので、6月分の給与から天引きし、納付をお願い致します。 また、年税額の調整が6月分で行われるため、6月分と7月分以降の金額が異なる方がいらっしゃいますので、 天引きする際にご注意下さい。

をお願い致

7月10日(金)が締切のものがいくつかあります。早めのご準備をお願い致します。

労働保険料の申告・納付

労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し翌年度に確定申告の上精算することになっており、 事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付します。 これを「年度更新」といい、原則として例年6月1日から7月10日までの間にこの手続を行います。

算定基礎届の提出

健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、 7月1日現在で使用している全ての被保険者に4~6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届出し、 厚生労働大臣は、この届出内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを定時決定といいます。「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月から翌年8月まで)の各月に適用され、 納める保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者です。 ただし、以下の(1)~(3)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1)6月1日以降に資格取得した方
- (2)6月30日以前に退職した方
- (3)7月改定の月額変更届を提出する方

源泉所得税の納付(納期の特例の方)

給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は、 源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を、 半年分まとめて納めることができる特例があります。 これを納期の特例といいます。

1月~6月までに源泉徴収した所得税及び 復興特別所得税の納付があります。

当事務所にご依頼頂くお客様については、 給与台帳等のご用意をお願い致します。

また、事業所にて納付書を作成されるお客様についても、 納付漏れがございますと不納付加算税及び延滞税が 課せられますので、納付漏れの無い様、ご注意下さい。

< Vision > -

毎月開催中の経営計画書作成セミナー:「Vision」 今月の開催日は6月11日(木)です

不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ 経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも 多くのお喜びの声をいただいております。

まだ参加されたことのない方、経営計画を創ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
6月11日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月5日(金)
7月9日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月3日(金)
8月6日(木)	6・7・8・9月決算法人様	7月31日(金)

事務所通信「Progress~進歩~ 一期一会」を発行し、 丸8年が経ちました。

記念すべき第1号は、2007年6月号!

有難い事に、私 髙木が第1号を作成させて頂きました。 自己紹介を含めた内容でしたので、スタッフの写真付き。 ・・・みんな若かったです(笑)

今月が第97号ですので、第100号まであともう少し! 毎月担当制ですので、1年に1~2度の作成です。 テーマを決めるのに苦戦したり、レイアウトや色で 悩んだり・・・。

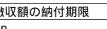
毎月読んで下さるお客様方がいらっしゃることで、 「お届けしたい事を分かり易く!」という思いで 作成してきました。

第100号は特別号になるはず・・・ 楽しみにして頂けたら幸いです。

<6月スケジュール 300・・・ * 600・*・・ 050・・・







10	水	*5月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11	木	*経営計画書作成セミナー:Vision
30 1/2		*4月決算法人の確定申告・納付期限
	*10月決算法人の中間申告・納付期限	
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超(国税のみ)の1・7月決算法人)
		*第1期個人住民税の納付期限(普通徴収の方)